

令和4年3月9日

総務部総務課

## 特別職の報酬等の改定について

### 1. 期末手当月数

現行 3.81月 → 改定後 3.66月 (0.15月減)

	現行	改定後
6月	1.78月	1.705月 (▲0.075)
12月	1.78月	1.705月 (▲0.075)
3月	0.25月	0.25月
計	3.81月	3.66月 (▲0.15)

### 2. 改定時期

令和4年4月1日

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)における第2条に規定する議員の議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の178</u>(以下「支給基準率」という。)を乗じて得た額に、前項の基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)における第2条に規定する議員の議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の170.5</u>(以下「支給基準率」という。)を乗じて得た額に、前項の基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>

江東区長及び副区長の給料等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の178</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の170.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>